

みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務 プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務

(2) 業務の目的

令和9年度から令和11年度までを計画期間とする、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づく市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画及び市町村認知症施策推進計画を策定するための各種支援業務を行う。

(3) 業務の内容

「みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務仕様書」に定めるとおり。

(4) 選考方法

本業務に最適な事業者の選考を行うため、価格のみの競争によらず、企画力、技術力実績等の観点から選定を行う、公募型プロポーザル方式による。

(5) 業務の期間

契約の翌日から令和9年3月31日まで

(6) 提案上限額

6,985,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 事務局（担当課）

みどり市保健福祉部 介護高齢課（担当）福島・三澤
〒379-2395 群馬県みどり市大間々町大間々1511番地
TEL 0277-76-0974（直通） FAX 0277-76-9048
E-mail kaigo@city.midori.gunma.jp

2. 参加資格要件

以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) みどり市競争入札参加資格名簿の「物品・役務」に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び公告の日から参加申込書の提出までの間に当市の入札参加制限を受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。）

- (4) 国税及び地方税を滞納していない者
- (5) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条第1号又は同条第2号及び第3号に規定する者でないこと
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない認められる団体でないこと。
- (7) 本業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、受託前後を問わず、当市と常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。

3. スケジュール

| 内 容 | 日 程 |
|-----------|--------------------|
| 公告（公募の開始） | 令和8年4月13日（月） |
| 質問書の受付期限 | 令和8年4月16日（木）午後5時まで |
| 質問書の回答期限 | 令和8年4月20日（月） |
| 参加申込書等の提出 | 令和8年4月24日（金）午後5時まで |
| 審査結果通知 | 令和8年5月8日（金） |
| 契約締結 | 令和8年5月中旬予定 |

4. 参加申込の留意事項及び失格事項

(1) 参加申込に当たっての留意事項

- ① 1者につき、1提案までとする。
- ② 実施要領に記載の条件を十分に理解し、承諾のうえ参加を申込みこと。
また、参加申込後に要領等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- ③ 本募集期間のすべての手続のうち、参加申込者として実施する行為に関しては自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。
- ④ 提案期限（企画書等提出期限）以降における提案書の追記、修正はできないものとする。
また、提出書類の返却は行わない。

(2) 失格事項

- ① 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めたとき。
- ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。
- ③ 資格要件を満たさない者が参加申込を行ったとき。
- ④ 虚偽の書類を提出したとき。
- ⑤ 提案上限額を超える受託予定額を提案したとき。
- ⑥ その他不適格と認められるとき。

5. 参加申込の方法

当該プロポーザルへの参加を希望する者は、提出期限内に提出書類に必要事項を記入のうえを事務局（上記1(7)）まで提出すること。

(1) 提出方法 郵送又は持参

(2) 提出期限 令和8年4月24日(金)午後5時まで

※持参の場合、受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出書類

① 参加申込書 1部(様式第1号)

② 会社概要書 1部(様式第2号)

③ 業務実施体制表 1部(様式第3号)

④ 業務実績表 1部(様式第4号)

※業務実績表と併せて、受注をした直近の高齢者保健福祉計画書又は介護保険事業計画書を1部添付すること。(受注実績がない場合は、他の保健福祉計画書又は総合計画書を添付すること。)

⑤ 法人税、事業税、消費税、地方税の未納がないことの証明書 原本1部

⑥ 企画提案書 原本1部及び副本5部(副本は社印不要)

⑦ 見積書 1部(任意様式)

※様式1号～様式4号は当市ホームページからダウンロードすること。

(4) 提出書類の様式等

サイズはA4版とする。ただし、書類が見にくくなる場合はA3版も可とする。

(5) 提案書の記載内容等

①別紙「みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務仕様書」5.業務内容に対する提案を記載すること。

②認知症施策推進計画については、介護保健事業計画と一体的、効果的に展開できる提案をすること。

③過去の計画における主要施策について、客観的指標に基づく強み(成果)、弱み(課題)を分析した上で、継続すべき事項、新たな施策を具体的に提案すること。

④当市の分析業務において、全国、他市町村との比較についての考え方を提案すること。

⑤目次及びページ番号を付し、企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。

※なお、提案内容は尊重するが、全ての内容を計画に反映させるものではない。

6. 質問書の提出

①提出期限 令和8年4月16日(木)午後5時まで

②質問書(様式5号)により事務局まで電子メールで送付

※電子メールの件名は、「プロポーザル質問書(会社名)」とし、必ず送付した旨を電話で連絡すること。

7. 提案の審査

(1) 選考方法

①別途定めた「みどり市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託審査基準表」に基づき、業務実績、企画提案、価格提案等により事業者を選定する。

②参加の申込者が1名であっても、審査を行うこととする。

(2) 審査

①実施方法 書面審査

審査委員が審査基準をもとに提案書及び提出書類の審査を行う。

※プレゼンテーションは実施しない。

②注意事項

・審査の段階で審査委員から質疑等があった場合は、書面により確認を行う。

(3) 審査結果通知

令和8年5月8日（金）

結果については、当市ホームページに公表し、結果通知は参加申込者全員に送付する。

8. 事業者の決定及び契約

(1) 選考の結果、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、双方協議を行い、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次点の者から順に交渉を行う。

(2) 最も高い評価点を獲得した事業者が複数となる場合には、選考委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を再考する。

(3) 以下のいずれかに該当するときは、優先交渉権者と契約を行わない場合がある。

①本要領「4. (2) 失格事項」に該当すると認められるとき。

②審査後に本要領「2. 参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。

③その他の理由により優先交渉権者との契約の締結が不可能となったとき。

(4) 本業務に係る支払い方法は、業務完了後に一括で支払うものとする。

9. その他

(1) 提出された書類は、本プロポーザル審査以外に使用しない。

(2) 提出された関係書類は、選考手続に必要な範囲において複製することがある。

(3) 関係書類作成のため当市から入手した資料は、当市の了承なく使用及び公表できないものとする。